



うえの事務所通信

暖かくなったり寒くなったりと安定しない天候が続いておりますが、風邪等引いておりませんでしょうか。

最近、花粉も飛び始めたようです。上野は数年前に館林厚生病院にて舌下療法を受けたおかげで一時症状が緩和しましたが、最近また症状がぶり返してきております。

この時分は花粉症の方との間で花粉症談議が盛り上がります。花粉症でない方もいつ花粉症になるか分かりません。花粉症予防には、できる限り体に花粉を入れないようにすることが大切です。非花粉症の方もなるべくマスクをされると良いと思います。

サカイ引越センター事件～後編～

前回、トラックドライバーの歩合給は「出来高払制」にはあたらないとしたサカイ引越センター事件東京高裁判決についてご紹介しました。この判決によるとトラックドライバーの残業代は通常の残業代の計算に従うことになり著しく高くなります。

先週の土曜日に経営法曹会議という使用者側労務を研究する弁護士団体の判例研究会でこの判決が取り上げられました。

他の弁護士もサカイ引越センター事件には非常に頭を悩ませているようです。

現状、有効な反論となる判例は少ないですが、若干こちらに有利に使える判例や文献もあります。また地裁判決では、トラックドライバーは「自助努力」で売上を高めることはできないから、歩合給は「出来高払制」にはあたらないという判示がされていましたが、高裁の判決文では「自助努力」という文言は消えており、この点は私が抱えている裁判でも次々回あたりに主張しようと思います。

なお、サカイ引越センター事件の労働者側の弁護団は第二次訴訟を東京地裁に提起しているようです。

いずれ最高裁の統一的判断が出るでしょうから、それまでは土業や運送業では歩合給を新しく賃金制度に取り入れるのはとりあえず「待ち」です。

最高裁判決が出たり新しい地高裁判決が出たりした際には再度取り上げさせていただきます。

・・・編集後記・・・

By 事務員 R・H

皆様は、横浜ベイブリッジを下から見たことはありますか？

先日、横浜に遊びに行った際に、今回はみなとみらいの夜景を見ながらのクルージングを体験してみました。

当日、それも出航の数十分前に急遽思い立って乗ったのですが、チケット代も思いのほか安く、楽しい時間を過ごすことができて大満足でした。

私が今回体験したクルージングでは、象の鼻パークの近くから出発し、横浜ベイブリッジの下を潜り抜け、みなとみらいや赤レンガの前を通って戻ってくるといった横浜港内を巡るルートを運航します。

他にもいくつかクルージングのコースはあるようですが、横浜ベイブリッジの下を潜り抜けるものは限られているとのことでした。

船内のアナウンスで初めて知ったのですが、横浜ベイブリッジには「スカイラウンジ」という展望施設が備わっているようで、次回訪れる際には是非そちらにも立ち寄ってみたいなと思いました。



裏面にセミナーのお知らせがございます→